

【 4 】

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 氏名      | 脇田晴子<br>わき た はる こ |
| 学位の種類   | 文学博士              |
| 学位記番号   | 論文博第40号           |
| 学位授与の日付 | 昭和44年5月23日        |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第2項該当      |
| 学位論文題目  | 中世商工業座の構造         |

論文調査委員 (主査) 教授 赤松俊秀 教授 小葉田 淳 教授 織田武雄

論文内容の要旨

この論文は四章に別れ、第一章 手工業座と給田支配、第二章 座の性格変化と本所権力、第三章 商工業座の構造的展開、第四章 問屋的支配の成立として、中世商工業座の成立と展開をめぐる諸問題を究明する。

第一章は、律令制生産機構動揺の結果として成立した荘園体制下における手工業支配の特質を11～12世紀の織部司、織手と諸司や諸権門の織手との争い、手工業者に対する本所側の給田支給、手工業座の内部構造などの究明を通じて明らかにする。著者によると、荘園制の手工業体系は律令制の手工業体系の単なる分割編成ではなく、手工業者が自由に雇傭され自由に製造販売を行ない得たことにおいて異質なものである。手工業者に対する給田支給関係史料の豊富なのは15世紀の奈良興福寺関係であるが、著者は興福寺大乗院所属諸座における専属手工業者に対する給田支給の実態を究明し、低廉な価格で製品を上納する義務を負うのは寺家から給田を支給されている作手に限られること、作手は製品の製作・販売の独占権を持ち新座にそれを分与する代償として座役を徴収したことを明らかにする。

第二章は、領主に直属しそれへの奉仕を中心とする従来の座に対して、商品生産・流通に関する営業・独占権獲得を目的に領主に対し定額の座役銭納入の義務を負担する座が新しく成立した事情と本所のそれに対応する措置を、主として京都の諸座について論究する。

第三章は、早く興福寺が領国支配を実現した大和国における商工業座の展開が朝廷の支配がなお強かった京都の諸座と異なるものがあつたこと、特に原料仕入れ、加工、製品販売などの機能が次第に分離する傾向にあつたこと、農間副業の商工業活動を組織した田舎座のなかには、京都・奈良の都市的需要に触発されて発展したものもあつたことを明らかにする。

第四章は、流通部門を掌握する販売の座が生産の座を支配し問屋的支配を成立させる過程を主として京都の座について究明する。顕著なのは、油の原料荏胡麻の仕入れの全国的独占権を早く掌握した大山崎油座であるが、著者によると、買付けられた荏胡麻のうちで大山崎に輸送製油されるのは京都が必要とする

量に限られ、それ以外の荏胡麻は、大山崎油神人の支配を受けて在地油商人が加工・販売した。

### 論文審査の結果の要旨

中世商工業座の研究は、戦前に既に高い水準に達し、その構造の特質もかなり深く究明され、シナ・ヨーロッパなどの同種存在と対比してその性格を明らかにするまでに進んでいた。しかし戦後は関係論文の発表も少なく、その成果も見るべきものが乏しい。座の研究が現在このように振わないのは、座の構造についての史料が僅少なことに加えて、戦後の歴史研究の一般的傾向として、農業経営における階級的矛盾関係のみが偏重され、商工業活動が不当に軽視されていることが原因である。著者はその間にあって関係史料論文を精査し、従来の研究ではあまり注意されなかった座の特殊な性格を明確にした。作手と呼ばれるものと一般座衆の性格の相違の指摘などは、その最たるものであって、その成果は高く評価される。

この論文は、著者の新しい知見をもとに、11世紀から16世紀末までの商工業座の構造的展開を追究したものであるが、今後の研究に貢献するところが多い、と信ずる。よって、本論文は文学博士の学位を授与されるべきものと認める。